

大治町公共施設LED照明借上事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
大治町

大治町公共施設LED照明借上事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

応募する際は、当実施要領及び仕様書を厳守すること。

1 事業の目的

電力需要を抑制するとともに、環境負荷の軽減に寄与するため、既存の公共施設の照明設備をリース契約によりLED照明に更新する。

なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業概要

(1) 事業名称

大治町公共施設LED照明借上事業（以下「本事業」という。）

(2) 履行場所

大治町内各施設（別紙1 対象施設一覧 を参照）

(3) 器具種別及び対象箇所

既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）による

(4) 契約方式

賃貸借契約 10年（120ヵ月）

※1 賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

※2 地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

(5) 賃貸借契約開始日

令和8年6月～以降順次

※各施設の施工スケジュールは、別紙2の「業務スケジュール」を目安に、発注者との協議により決定することとする。

(6) 事業内容

- ア 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- イ 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ウ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請
- エ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- オ 事業達成のために必要な現地調査・設計業務等
- カ 取り替えたLED照明の保守
- キ 取替工事完成図書作成業務

(7) 提案限度額（消費税含む）

全対象施設の賃貸料の総額 265,200千円

3 契約者

大治町（以下「当町」という。）

4 発注担当課

〒490-1192 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

総務部 財政課

電話 052-444-2711 内線148

電子メール：zaiseika@town.oharu.lg.jp

5 優先交渉権者決定からのスケジュール（予定）

- | | | |
|--------------------|--------|--------------------|
| (1) 優先交渉権者の決定 | | 令和7年7月中旬頃 |
| (2) 詳細協議・事業計画・現地調査 | | 令和7年11月上旬まで |
| | 省エネ設計等 | |
| (3) 賃貸借契約の締結 | | 令和7年11月中旬頃 |
| (4) 工事期間 | グループ① | 令和7年11月から令和8年5月末まで |
| | グループ② | 令和8年3月から令和8年8月末まで |
| (5) 賃貸借契約開始 | グループ① | 令和8年6月から |
| | グループ② | 令和8年9月から |

6 参加形態

本事業に参加しようとする者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。

また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- (1) リース役割 契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う
- (2) 施工役割 工事に関する業務を全て実施する
- (3) 調査設計役割 調査・設計業務を実施する
- (4) その他の役割 上記(1)~(3)以外の本事業に必要とされる事業者

※1 グループの代表者はリース役割会社とする。

※2 リース役割以外の各役割は、一社でなく、複数社での構成も可とする。

7 参加資格要件

- (1) 代表者であるリース役割の事業者は、令和6・7年度大治町競争入札参加資格者名簿において、「リース・レンタル（機械器具）」に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札の公告日から落札決定日まで大治町工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 大治町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 施工役割の事業者は、令和6・7年度大治町競争入札参加資格者名簿において、「電気工事」に登録された者で、愛知県内に本店又は主たる営業所を置き、かつ電気工事業において特定建設業の許可を取得していること。
- (7) リース役割の事業者は、過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した同種事業の実績を有すること。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、当町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 当町が提供する資料の取扱い

当町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

参加表明書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、当町が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効にする。

9 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、前記「7 応募条件」を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

大治町公共施設LED照明借上事業評価委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 現地調査及び詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、提案した内容のリース料金の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等案分して、使用機器毎の製品代・工事費の単価内訳も添付すること。

また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と一致する内容ではないことから、設置工事に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施すること。また、現地調査結果に基づき「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）」を更新し、現況に即した省エネシミュレーション設計を行い、結果を速やかに発注者に報告し協議すること。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は当町と協議を行い、協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

10 事業全体スケジュール（予定）

(1) 事業スケジュール（予定）

	項目	日程
1	実施要領等の公表（HPに掲載）	5月30日（金）
2	実施要領等に関する質問の受付	6月2日（月）～6月5日（木）
3	質疑回答	6月10日（火）
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	6月13日（金）まで
5	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	6月18日（水）
6	提案書の受付	6月23日（月）～7月3日（木）
7	プレゼンテーション	7月11日（金）
8	選考結果通知、優先交渉権者の決定	7月23日（水）
9	事業スケジュール(案)の提出	8月上旬
10	詳細現地調査	8月中旬～11月上旬
11	賃貸借契約の締結	11月中旬

(2) 提案募集の手続き

ア 実施要領等の配布

下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)は、当町ホームページにて配布する。下記(キ)は当町ホームページには掲載せず、参加資格があると認められた応募者に個別に配布する。

(ア) 実施要領

(イ) 仕様書

(ウ) 提案提出書類様式一式

(エ) 対象施設一覧(別紙1)

(オ) 業務スケジュール(別紙2)

(カ) 評価基準(別紙3)

(キ) 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第9号)

イ 募集要項等に対する質問受付・質問回答

(ア) 質問の方法

質問は、任意の質問書を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚送信する。なお、電子メール送信の際は、件名を「大治町公共施設LED照明借上事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年6月5日(木)午後5時まで(必着)

(ウ) 電話受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

(エ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年6月10日(火)に当町ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和7年6月13日(金)まで

イ 受付時間

開庁日の午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所

「4 担当部局」のとおり

エ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（リース役割、施工役割、調査設計役割、を明確にすること。また、構成員の間で締結した契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ) 業務実績調書（様式第3号）

構成員ごとに、同種業務の受注実績を記載し、提出すること。また、受注実績を確認するため、契約書等の写し（契約内容及び応募者の名称が確認できる部分のみで可）を添付すること。

(エ) 誓約書（様式第4号）

グループでの応募の場合は、応募者すべての構成員が提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで応募者（代表者）に通知する。

同時に、既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）を配布する。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「12 提案提出書類の作成方法」に従い、事業提案書を作成し、担当部局に持参する。

ア 受付期間

令和7年6月23日（月）～令和7年7月3日（木）（午後5時必着）

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出書類

「12 提案提出書類・作成方法」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第5号）を1部、当町に持参又は郵送で提出すること。

11 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 仕様書に規定する灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (2) 仕様書に基づき、工事を遂行できること。
- (3) その他、この要項に定めるもののほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

12 提案提出書類の作成方法

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを13部（正1部、副12部）及び作成した電子ファイル（Word、Excel）を保存したCD-ROM1枚を持参すること。

ア 提案書提出届（様式第6号）

イ 提案書

- ・提案総括表
- ・使用機器提案
- ・物品保守に関する提案
- ・工事中の対応・廃棄計画
- ・その他提案事項

ウ 事業効果について（様式第7号）

エ 事業費用について（様式第8号）

オ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）

(2) 作成方法

ア 一般事項

（ア）使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。

（イ）各提案書類には、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をすること。

（ウ）提案書提出届（様式第6号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

（エ）エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO2排出係数
電気	0.000421 (t-CO2・単位)

（オ）各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

イ 提案書の作成方法

・提案総括表

提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール、業務への取り組み体制等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

・使用機器提案

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。

・物品保守に関する提案

賃貸借期間中の物品保守についての提案を記載すること。

・ 工事中の対応・廃棄計画

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、保険の補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法について記載すること。

・ その他提案事項

その他の提案事項について、記載すること。

例：地元事業者の活用

例：取替工事や運用開始を行うために工夫している点

例：独自のノウハウや提案

ウ 事業効果について（様式第7号）

LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出のうえ、本事業による削減効果を記載すること。削減効果の検証方法については、「(3) 年間電気代削減金額等の設定」に示す。この際、調光やセンサなどの運用による更なる省エネ手法については、不確定な要素であることから、その効果を計算に含めないこと。

エ 事業費用について（様式第8号）

リース料の総額とともに、内訳として機器費、取替工事費及び諸経費等に分けて記載すること。

オ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）

様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・光束値・消費電力を記載すること。

(3) 年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
① 消耗品	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）に記載された金額を固定値とする。
② 既設電気代支出金額	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第9号）に記載された金額を固定値とする。 ※基本使用料の削減は、計算対象としない。
③ 電気代削減予定金額	②から⑥を減じて算出する。
④経費削減効果 （メリット）	①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。
⑤リース料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。
⑥LED改修後電気代 支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。

13 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定める大治町公共施設LED照明借上事業評価委員会が、別紙3（評価基準）をもとに、施工方法、使用機器、環境・安全性への配慮、当町への経済寄与などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次のとおりで行う。

ア プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

イ 提案者は提案書をもとに30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。

その後、プロポーザル審査員による質疑応答を15分程度行う。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出した様式6号～9号の資料を用い行うこと。

エ プレゼンテーションは、令和7年7月11日(金)に開催する。なお、会場は大治町役場とし、詳細は応募者に別に通知する。

オ 提案者からの提案書及びプレゼンテーション等をもとに提案内容の実行能力を審査する。

カ 審査の結果、総合評価点数が最高得点である者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高かった者を次点の優先交渉権者として決定する。なお、同点の場合は、見積額がより廉価の提案者を上位とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の審査で上位を決定する。

キ 配点の60点を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、契約予定事業者として選定しない。

ク 提案者が1者だけの場合でも、委員会を実施し、審査する。

ケ 審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

コ プレゼンテーションの際、提案者は必要に応じて当町が用意したプロジェクター、スクリーンを使用することができる。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、当町のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められる場合

14 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、当町と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 当町と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

イ 予測されるリスクと責任分担当町と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

(ア) 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当町は優先交渉権者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

(イ) 当町の指示により事業が中止された場合は、優先交渉権者はそれまでに要した金額を上限に、当町と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			当町	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	当町の指示によるもの	○	
当町の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○		
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	

設計段階・計画	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○	
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	○
	設計変更	当町の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	当町の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	当町の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	
	引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
用地の確保	資材置き場の確保		○	
支払関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	当町の責による、支払の遅延・不能によるもの	○	
計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、当町の施設運営・業務への障害		○